5　第二項及び第三項の「引受価額」とは、次に掲げる金額をいう。

一　共済掛金期間の開始の時にあっては、その時において現に飼養する家畜の価額の合計金額（その合計金額が当該家畜の頭数に五十万円を乗じて得た金額を超えるときは、当該金額）

二　増額異動後にあっては、当該増額異動前の引受価額に、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額を加えて得た金額

イ　当該増額異動に係る家畜の価額の合計金額

ロ　当該増額異動後において現に飼養する家畜の価額の合計金額から、当該増額異動までの間における最も高い引受価額を差し引いて得た金額（その金額が零を下回る場合にあっては、零）

ハ　当該増額異動後の引受頭数に五十万円を乗じて得た金額から、当該増額異動前の引受価額を差し引いて得た金額（その金額が零を下回る場合にあっては、零）

三　減額異動後にあっては、次に掲げる金額

イ　当該減額異動後の引受頭数が前項第三号イに掲げる頭数である場合にあっては、当該減額異動前の引受価額から、当該減額異動に係る家畜の価額の合計金額を差し引いて得た金額

ロ　当該減額異動後の引受頭数が前項第三号ロに掲げる頭数である場合にあっては、当該減額異動後において現に飼養する家畜の価額の合計金額（その合計金額が、当該減額異動後において現に飼養する家畜の頭数に五十万円を乗じて得た金額を超えるときは、当該金額）

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○農林水産省告示第六百四十八号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第八十二条（同令第百七十四条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、果樹共済損害認定準則を次のように定める。

平成三十年三月二十八日

農林水産大臣　齋藤　健

果樹共済損害認定準則

第一　組合等が行う損害の額の認定

1　組合等（農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号。以下「法」という。）第十一条第一項に規定する組合等をいう。以下同じ。）は、全相殺減収方式（農業保険法施行規則（以下「規則」という。）第百十九条第一項第一号に規定する全相殺減収方式をいう。以下同じ。）及び全相殺品質方式（同項第二号に規定する全相殺品質方式をいう。以下同じ。）の共済関係について法第百三十条第三号の規定による通知（以下「損害通知」という。）を受けたときは、その通知をした組合員等（法第十条第一項に規定する組合員等をいう。以下同じ。）の樹園地を見回って共済事故による損害が発生していることを確認するとともに、当該組合員等が栽培する果樹に係る収穫量（全相殺品質方式にあっては、収穫量及び品質）を、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める方法により調査しなければならない。

一　果樹共済標準収穫量等設定準則（平成三十年三月二十八日農林水産省告示第六百四十九号。以下「設定準則」という。）第一第一項第一号イ及び同項第二号イの規定に基づき標準収穫量（法第百四十八条第一項第一号の標準収穫量をいう。以下同じ。）を定めている場合　当該組合員等からその生産した果実について加工若しくは販売の委託又は売渡しを受けた者の当該委託又は売渡しに係る資料（以下「出荷資料」という。）の確認

二　設定準則第一第一項第一号ロ及び同項第二号ロの規定に基づき標準収穫量を定めている場合　当該組合員等の青色申告書（規則第八十七条第三項に規定する青色申告書をいう。以下同じ。）及びその関係書類の確認

2　組合等は、半相殺方式（規則第百十九条第一項第三号に規定する半相殺方式をいう。以下同じ。）（特定危険方式（規則附則第十三条第一項に規定する特定危険方式をいう。以下同じ。）を除く。）の共済関係について損害通知を受けたときは、その通知をした組合員等に、共済事故による損害が生じた樹園地の全てにつき当該樹園地ごとの見込収穫量を申告させ、収穫前に、当該樹園地の一部につき、共済事故による損害が発生していることを確認するとともに、検見又は実測の方法により収穫量を調査しなければならない。

3　組合等は、災害収入共済方式（規則第百十九条第一項第五号に規定する災害収入共済方式をいう。以下同じ。）の共済関係について損害通知を受けたときは、その通知をした組合員等の樹園地を見回って共済事故による損害が発生していることを確認するとともに、当該組合員等が栽培する果樹に係る収穫量、品質及び生産金額を次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める方法により調査しなければならない。

一　設定準則第二第一号の規定に基づき基準生産金額（法第百四十八条第三項の基準生産金額をいう。以下同じ。）を定めている場合　出荷資料の確認

二　設定準則第二第二号の規定に基づき基準生産金額を定めている場合　当該組合員等の青色申告書及びその関係書類の確認

4　組合等は、樹園地方式（規則附則第十一条第二項に規定する樹園地方式をいう。以下同じ。）（特定危険方式を除く。）の共済関係について損害通知を受けたときは、収穫前に、その通知に係る樹園地の全てにつき、共済事故による損害が発生していることを確認するとともに、検見又は実測の方法により収穫量を調査しなければならない。

5　組合等は、特定危険方式の共済関係について、法第百三十条第二号の規定による通知を受けたときにあっては当該共済事故の発生の都度、損害通知を受けたときにあっては収穫前に、これらの通知に係る樹園地の全てにつき、共済事故による損害が発生していることを確認するとともに、検見又は実測の方法により収穫量を調査しなければならない。

6　組合等は、地域インデックス方式（規則第百十九条第一項第四号に規定する地域インデックス方式をいう。以下同じ。）の共済関係について損害通知を受けたときは、その通知をした組合員等の樹園地を見回って共済事故による損害が発生していることを確認しなければならない。

7　組合等は、樹体共済の共済関係について損害通知を受けたときは、当該共済関係に係る共済責任期間の終了前に、その通知に係る樹園地の全てにつき、共済事故による損害を受けた果樹が当該組合等の樹体共済に付されていること並びに当該損害を受けた果樹の本数及び損害の程度を検見又は実測の方法により調査しなければならない。

8　組合等は、前各項の規定による調査（以下「悉皆調査」という。）を行わせるため、損害評価員（損害の防止又は認定等の業務に従事する者をいう。以下同じ。）を任命することができる。

9　組合等は、悉皆調査を組合等の職員、損害評価会の委員又は損害評価員により行うものとする。

10　組合等は、第二項、第四項、第五項又は第七項の規定による調査を行うため、当該組合等の区域（法第十条第一項に規定する全国連合会及び法第百七条第一項に規定する共済事業を行う市町村にあっては、共済事業の実施区域。以下同じ。）を区分して当該調査を行う単位となる地区（以下「損害評価地区」という。）を定めなければならない。ただし、組合等の区域内に存する共済目的が僅少である場合又は共済金を支払うべき損害が僅少である場合であって、その区域を区分する必要がないと認めるときは、この限りでない。

11　組合等は、損害評価地区を定めたときは、損害評価地区ごとに、当該損害評価地区を担当する組合等の職員、損害評価会の委員又は損害評価員を指定しなければならない。

12　組合等は、損害評価地区を定めて調査を行ったときは、当該調査の終了後遅滞なく、損害評価地区ごとに、当該調査を行った樹園地の一部につき、当該調査の結果を検定するための調査（以下「抜取調査」という。）を検見又は実測の方法により行わなければならない。ただし、組合等が第二項、第四項、第五項又は第七項の規定による調査を実測の方法により行った場合は、当該組合等は抜取調査を省略することができる。